

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件
原告 辻 義則 外56名
被告 関西電力株式会社

準備書面(51)

【前回口頭弁論期日後の出来事について】

平成30年9月13日

大津地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙 一

同 菅 充 行

同 高橋 典 明

同 吉川 実

同 加納 雄 二

同 田島 義 久

同 崔 信 義

同 定岡 由紀子

同 永 芳 明

同 藤 木 達 郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

目次

第1	島崎邦彦東大名誉教授（前原子力規制委員会委員長代理）のインタビューについて	3
1	官僚や電力会社による「科学」の捻じ曲げ	3
2	電力会社の姿勢	4
3	原発の耐震安全の考え方	5
第2	平成30年北海道胆振東部地震の教訓	5
1	平成30年北海道胆振東部地震の発生	5
2	平成30年北海道胆振東部地震の教訓	6
第3	樋口英明元判事のインタビューについて	8

本文

前回口頭弁論期日後も原発問題について重要な事実が明らかになっているので、本準備書面では、それらの一部を指摘する。

第1 島崎邦彦東大名誉教授（前原子力規制委員会委員長代理）のインタビューについて

島崎邦彦東大名誉教授（前原子力規制委員会委員長代理、以下「島崎氏」という。）は、最近、ジャーナリスト木野龍逸氏の取材に応じ、そのインタビュー結果が2018年8月23日、YAHOOニュースとして配信された（甲全第548号証）。そのインタビューで、島崎氏は、重要な事実を指摘しているので、紹介する。

1 官僚や電力会社による「科学」の捻じ曲げ

(1) 島崎氏が部会長を務めていた地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会は、2002年6月、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」を取りまとめ、「三陸沖から房総沖のどこでも巨大な津波を伴う地震が発生する可能性がある」旨を指摘した。その報告書は、同年7月、地震調査委員会で承認、決定された。ところが、通常は速やかに発表される報告書の発表がずれ込み、同年7月26日になって、内閣府の防災担当者から、「福島沖などで地震が起きる保証はない」旨の横やりが入

り、その結果、島崎氏が抵抗したにもかかわらず、前文に「なお、今回の評価は（中略）限界があることから、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。」との一文が書き加えられてしまった。（甲全第548号証3～4頁）

これは、福島県原発が津波対策をサボタージュするための逃げ道を作るための官僚の（おそらく電力会社の意を受けた）横やりであったとしか考えられない。

(2) 2005年、中央防災会議は、地震調査委員会の上記長期評価を無視し、福島沖について、今後も大きな地震は起きないとして検討対象から外してしまった。（甲全第548号証5～6頁）

(3) 2011年、長期評価部会は、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」の第2版を作成した。改訂版は、福島第一原発の立地エリアも含む宮城県から福島県にかけてのエリアでの防災対策に留意すべきと主張するものであった。第2版は、2011年3月9日に地震調査研究推進本部で決定し、直ちに公表される予定だった。ところが、同年2月中旬、推進本部の事務局から決定を1か月延期したいとの要請があり、島崎氏は、これを了解してしまった。この延期の経緯については、第2版の案が事前に電力会社や原子力安全・保安院に見せられ、貞観地震の記述について信頼性を下げるような修正が検討されていたことが分かっている。これも福島県原発が津波対策をサボタージュするための逃げ道を作るための「原子カムラ」の工作だったのである。（甲全第548号証7～8頁）

2 電力会社の姿勢

福島原発事故の後、原子力規制委員会委員長代理に就任した島崎氏は、これらの経験を踏まえ、「科学が悪いんじゃない。自分勝手な科学をつくり出す人が悪い。そこを直したい。」という思いでその職務に従事した。しかし、福島原発事故を経ても電力会社の体質は変わっておらず、島崎氏は、電力会社に対する信頼を失った。島崎氏は、電力会社を支配しているのは、「ごまかせるのであれば、それでいいという感覚」であり、「安全文化が大事などと言葉では言いますが、そんなものはない。」と断言されている。そして、

その具体例として島崎氏が名指しして非難しているのが、関西電力株式会社、すなわち本訴の被告である。島崎氏は、若狭湾沿いに立地する原発、すなわち本件訴訟の対象原発の地下構造について被告から説明を受けたとき、心底驚いたそうである。地下構造は、少し離れただけでも変化し、揺れ方が変わるのに、被告は、大飯、高浜原発について、敦賀半島での調査を全部の原発に流用していた。「そんなのダメに決まっています。あり得ないですよ」というのが島崎氏の評価である¹（甲全第548号証9～10頁）。裁判所におかれては、この島崎氏の貴重な経験を是非参考にしていただきたい。

3 原発の耐震安全の考え方

日本では、大地震は、いつどこで起きるか分からない。活断層が認識されていない場所でも大地震が起り得る。大阪北部地震も北海道胆振東部地震もそのことを証明した。「そんな地震が起きたとしても大丈夫という形で運営するのが、原子力の本来の使い方です」というのが島崎氏の結論である（甲全第548号証11頁）。これは、少なくとも「過去最大」（既往最大）の地震に備えるべきであるとの原告らの主張（原告ら準備書面（2）64頁）と通ずるものである。

第2 平成30年北海道胆振東部地震の教訓

1 平成30年北海道胆振東部地震の発生

平成30年9月6日午前3時7分、北海道胆振地方中東部でマグニチュード6.7の地震が発生した。これによって胆振地方では震度7を観測し、巨大な山崩れが発生し、40人を超える死者を出した。平成30年9月11日の地震調査研究推進本部地震調査委員会の発表によると、本地震波、内陸地殻内地震であり、震源は地下35km、安平町では、K-NET 追分観測点で、1796ガル（三成分合成）を観測したとのことである（甲全第549号証）。

¹ 原子力規制委員会の原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第89回）議事録（甲A第11号証の6）によれば、被告の土木建築室長の石大氏が、「敦賀をベースにした若狭湾全体のモデル」を考えていることを言明し（69頁5～6行目）、原子力規制庁の森田調整官が、「敦賀半島をベースにした地盤モデルを変えない」のが被告の意志であることを確認している（69頁末行）。

そして三成分の内訳は、水平動（南北）が1004ガル、水平動（東西）が904ガル、上下動が1591ガルであった（甲全第550号証）。また、モーメントマグニチュード（Mw）は、「6.56」とされている（甲全第551号証）。

なお、活動した断層については、石狩低地東縁断層帯との関連が取りざたされているが、未だ明らかでない。

2 平成30年北海道胆振東部地震の教訓

私たちは、地震についてわずかな知識しか持っていない。地震が起こるたびに想定していなかった事象が発生する。そのことは、熊本地震に関し、地震現象が広域的に拡大したこと、震度7の強震が連続して一定の地域を襲ったこと、驚異的な上下動（1399ガル）を記録したこと（以上、原告ら準備書面（20）8～9頁）、顕著な地震変状が広い範囲で出現したこと（原告ら準備書面（44）7～9頁）等を指摘したところである。平成30年北海道胆振東部地震については、これから研究が進められるであろうが、現段階でも従前の想定を超える事象が発生したことが分かっており、基準地震動策定に関する新規制基準の見直しが急務である。

（1）水平動以上の上下動が発生したこと

ア 旧耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、甲全第194号証）は、基準地震動策定に当たり、「水平地震力は、基準地震動最大加速度振幅の2分の1の値を鉛直震度として求めた鉛直地震力と同時に不利な方向の組み合わせで作用するものとする」と定め（5（2））、鉛直地震力は水平地震力の2分の1を超えないものと決めつけていた。この点は、志賀原発2号機の運転差止めを命じた金沢地裁平成18年3月24日判決【判例時報1930号25頁（「当裁判所の判断」第2章第5の5）】において、その「合理性には疑問を抱かざるを得ない。」と指摘されていたところである。

イ その後の新耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）や新規制基準において、基準地震動における上下動の定め方について明示的な規定はないが、現実に各事業者が定める基準地震動においては、上下動は水平動の5割ないし7割程度にとどまっている。

ちなみに、本件各原発における基準地震動の最大加速度は、大飯原発においては水平動が856ガルであるのに対し、上下動は613ガル（甲A第10号証141頁）、高浜原発においては水平動が700ガルであるのに対し、上下動は485ガル（甲B第5号証109頁）、美浜原発においては、水平動が993ガルであるのに対し、上下動は577ガル（甲C第6号証98頁）に過ぎない。

ウ そのような状況において、熊本地震の上下動1399ガルに続き、平成30年北海道胆振東部地震では、上下動1591ガルを記録し、しかも、これは、水平動1004ガルを遥かに上回るものだったのである。このような激しい上下動が発生した原因等を探求して基準地震動の策定に反映させるまで、現在稼働している原発の運転は停止されるべきである。

(2) 震源を特定せず策定する地震動について

ア 基準地震動ガイド4.2.1は、「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」を「Mw6.5未満の地震」と定め（【解説】(1)）、震源と活断層を関連付けることが困難な過去の内陸地殻内の地震を検討対象地震として適切に選定することを求めている。

イ 平成30年北海道胆振東部地震の震源は、石狩低地東縁断層帯よりも深く、未知の断層が活動したものである可能性が強い。そうであれば、未知の活断層がMw6.56の地震を起こしたのであるから、基準地震動ガイドの上記定めは過小評価だったことになり、直ちに改められなければならない。

ウ 被告が定めた「震源を特定せず策定する地震動」は、たかだかMw5.7の2004年留萌支庁南部地震を検討対象にしているに過ぎない。2004年留萌支庁南部地震における港町観測点（HKD020）における最大加速度は、水平動が1127ガルだったのに対し、上下動は368ガルに過ぎなかった（甲全第552号証）。したがって、被告の震源を特定せず策定する地震動は、水平動620ガル、上下動320ガルに止まっている（甲A第10号証128頁、甲B第5号証100頁、甲C第6号証78頁）。

エ 平成30年北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、原子力規制委員会

は新規制基準を直ちに見直すべきであるし、被告は、本件各原発の「震源を特定せず策定する地震動」を見直すべきであって、その見直し作業が終了するまで、現在稼働している原発の運転を停止するべきである。

第3 樋口英明元判事のインタビューについて

2014年5月21日、福井地裁が大飯原発3、4号機の運転差止め判決を言い渡したが、そのときの裁判長樋口英明氏が、退官後、朝日新聞社のインタビューに応じたので、その記事を証拠提出する（甲全第553号証）。福井地裁判決は、多くの人々を感動させ、英語、韓国語、中国語、トルコ語その他多くの言語に訳されて世界中に広まった。裁判所におかれては、その判決を言い渡した裁判長の思いを熟読玩味していただきたい。

以上